

債権差押命令申立必要書類

① 債権差押命令申立書（当事者目録，請求債権目録，差押債権目録）

※書類審査の段階で，訂正をお願いする場合があります。

※和歌山地方裁判所（各支部含む）窓口に，申立書の書式（基本的な類型）を備え付けております。また，最寄りの裁判所の書式または他庁ホームページに掲載されている書式を利用して申し立てることもできます（他庁の書式を利用する場合は，申立書1頁目記載の提出先裁判所を訂正してください。）。

② 収入印紙：4000円分（債務者1名の場合の費用）

③ 郵便切手（債権差押命令申立事件に添付する郵便切手一覧表のとおり）

④ 執行文のついた債務名義正本

→例えば，判決正本，調停調書正本，審判書正本，公正証書正本など。

○ 執行文はついてますか？（執行文が不要な債務名義もあります。家庭裁判所の養育費や婚姻費用の調停調書や審判書は原則不要です。）

○ 債務名義は正本のコピーや謄本ではなく正本ですか？

○ 更正決定はされていませんか？

正本がない場合や，執行文がついていない場合は，裁判や和解等の手続きをした裁判所（もしくは公証人）に申請してください。

※書類審査の段階で，債務名義が複数必要な場合や，更正決定正本が必要であると判断される場合がありますので，その際にご協力をお願い致します。

⑤ 債務名義の送達証明書

正本が送達されているか否かや証明申請の手續方法等については，債務名義を作成した裁判所（もしくは公証人）にお問い合わせください。

□⑥ 確定証明書

家事審判の場合に必要です。審判手続きをした裁判所に証明申請をしてください。更正決定がある場合にも必要な場合がありますので、裁判所にお問い合わせください。

□⑦ 当事者が法人の場合は、会社の代表者事項証明書

法務局で発行しています。詳細は法務局にお問い合わせください。

□⑧ 住民票，戸籍附票，戸籍謄本など

債務名義上の住所や氏名と現在の住所や氏名とが異なる場合。

債務名義上の住所や氏名から現在の住所や氏名に至るまで，つながりがわかるようにご用意願います。取得方法は市町村役場にお問い合わせ
ください。

※⑧交付手数料を執行費用として請求される場合は、領収書が必要ですので、申立書と一緒に提出してください。

不明な点がある場合は、下記管轄裁判所までお問い合わせください。

(債務者住所等が和歌山市, 海南市, 紀の川市, 岩出市, 有田市, 橋本市, 海草郡, 有田郡, 伊都郡)

〒640-8143 和歌山市二番丁1番地 和歌山地方裁判所民事部

TEL 073-428-9935(債権執行係直通)

(債務者住所等が田辺市(旧本宮町を除く), 西牟婁郡, 日高郡みなべ町, 東牟婁郡串本町・古座川町)

〒646-0033 和歌山県田辺市新屋敷町5 和歌山地方裁判所田辺支部

TEL 0739-22-2832(債権執行係直通)

(債務者住所等が御坊市, 日高郡美浜町・日高町・由良町・日高川町・印南町)

〒644-0011 和歌山県御坊市湯川町財部515-2 和歌山地方裁判所御坊支部

TEL 0738-22-0006(代表)

(債務者住所等が新宮市, 田辺市のうち旧本宮町, 東牟婁郡那智勝浦町・太地町・北山村)

〒647-0015 和歌山県新宮市千穂3丁目7番13号 和歌山地方裁判所新宮支部

TEL 0735-22-2007(代表)